

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成23年 9月30日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

地方公共団体の長の氏名 浜松市長 鈴木 康友 印

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

未来創造「新・ものづくり」特区

*浜松市は、先人たちの先見の明により、繊維産業から楽器産業及び輸送用機器産業、光電子産業へと基幹産業を変遷し、その次代を担う産業を築いてきた。また、農業面においても、温暖な気候を活かした高付加価値な農産物の生産や、花卉を中心とした施設園芸等へ取り組んだ結果、現在では全国有数の産出額を有し、特色ある生産品を大都市圏に流通させるなど、わが国におけるイノベーション先進地域として、農業と工業の両面で発展を遂げてきた都市である。今後も、開発と保全のバランスある土地利用を進めるとともに、わが国の経済を牽引しうる新たな基幹産業を生み出し、農商工連携による高付加価値化を進める新たな産業構造を「新・ものづくり」として実現していく。

本市は、農業と工業の更なる発展を通じて産業の海外流出を防ぎ、新産業の集積加速によって激化するグローバル競争に勝ち残るべく、オープンイノベーションによる国際優位性のある「ものづくり」の連鎖的創出に挑戦していく。その実現に向け、総合特区への申請を行うものである。

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

ア) 市町村の区域に基づき指定する場合

浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域

イ) 地番等に基づき指定する場合

ウ) 境界線となる道路等に基づき指定する場合

エ) 緯度、経度に基づき指定する場合

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

・「農業参入する企業の農地の所有権の取得」に係る特例措置

・・・浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域

- ・「農業振興に資する施設の農用地区域の除外要件の拡大」に係る特例措置
 - ・・・浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域
- ・「農業振興に資する施設の転用許可要件の拡大」に係る特例措置
 - ・・・浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域
- ・「農業振興地域制度の目標を、農地の面積ではなく農業産出額で捉える指針の変更」に係る特例措置
 - ・・・浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域
- ・「県が確保すべき農用地等の面積目標についての柔軟な対応」に係る特例措置
 - ・・・浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域
- ・「市の土地利用政策（工場立地誘導地区などガイドラインの整備）に沿った農用地区域の除外」に係る特例措置
 - ・・・浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域
- ・「市が行う農地転用の許可不要」に係る特例措置
 - ・・・浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域
- ・「農地転用の許可権限」に係る特例措置
 - ・・・浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域
- ・行政等が行う農地の基盤整備に対する財政支援
 - ・・・区域のうち農業振興エリア
- ・農業産業化に向けての中小企業政策の活用（セーフティネット保証制度における農業の第5号指定業種への追加）に関する金融支援
 - ・・・浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域

iii) 区域設定の根拠

浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域

《農業面》

- ・全国有数の農業産出額（農業産出額：540.5億円（H18）【全国第4位】）
- ・果樹・施設園芸などブランド力のある農業資源【三ヶ日みかんをはじめとして、三方原馬鈴薯、天竜川中流域のお茶、浜松洋菜（セルリー・パセリなど）、ガーベラ、篠原玉葱など】

《工業面》

- ・世界的な企業を輩出・本拠を有する実績（製造品出荷額：2兆981億円（H21）【全国第12位】）
- ・オンリーワン・ナンバーワンの技術開発力をもつ中堅・中小・ベンチャー企業の集積【事業所数：2,445社（H21）】
- ・生産拠点の国内外への流出が課題

《土地利用》

- ・工場が商業・住居地域に約2,000件立地（拡張が困難）
- ・耕作放棄地が拡大
- ・市街化調整区域に人口の約1/3（約27万人）が居住

《広域連携》

- ・人口約 230 万人を擁する三遠南信地域の拠点都市
（三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA））
- ・東海広域エリア（メガリージョン）における拠点地域
- ・東西南北の広域交通の要衝

《農業の高度化が必要な地域》

○地理的特性

- ・耕作放棄地の拡大

1044ha（1995 年）⇒1174ha（2005 年）

平成 21・22 年度実施の耕作放棄地全体調査では、農振農用地区域で 1043ha が耕作放棄地

- ・農家の意向調査の結果

平成 21 年度農業経営改善状況調査（認定農業者 607 経営体（注）を対象、329 の回答）

後継者の有無⇒既に後継者がいる 20%、見込みのある者がいる 23%

規模拡大⇒取り組んでいる 28%、今後取り組みたい 20%

（注）浜松市の認定農業者数；1229 経営体（平成 22 年度末）

※本市の認定農業者においても、後継者の課題に悩まされているが、営農規模拡大への意向は高い。

- ・企業の農業参入

農業に参入した企業数 22 社、うち農地法改正後の参入 14 社

※全国展開している大手食品流通業、飲食業等の企業から、農業参入の意向を受けている。

●農業振興エリア（先行実施エリア）

- ・広大な一団の遊休地を農業振興エリア（先行実施エリア）とし、企業参入や営農規模拡大を志向する農家に斡旋するなど、大規模営農を誘導する。
- ・隣接する食品関連企業等との連携により、農商工連携による農業の 6 次産業化への発展が見込まれる。
- ・新産業集積エリア内においても、開発する区域内の一部に農地を再整備することで、当該エリアの農家の需要に応えるとともに、開発と保全のバランスを保ち、農商工連携による 6 次産業化の推進を図る。

《工場立地に適した三方原台地》

○地理的特性

- ・本市の都市計画マスタープラン（2010～2030）に位置づけた産業交流拠点等は、東名高速道路に近接し、さらに新東名高速道路の開通に併せスマート IC が設置されることで流通の利便性がさらに向上する地域である。
- ・震災以降、企業のリスク分散や拠点再配置の観点から、強固な地盤を有し、大規模地震による津波や液状化などのリスク不安の少ない当該地域へ移転を希望する企業がある。
- ・平成 12 年～17 年の（独）科学技術振興機構による地域結集型共同研究事業「超高密度フォトン産業基盤技術開発」、13 年～21 年度の経済産業省による産業クラスター計画「三遠南信バイタライゼーション」、22 年度の広域的な地域産業集積活性化支援事業、23 年度の成長産業振興・発展対策支援事業、14～21 年度の文部科学省による知的クラスター創成事業（第 I 期～

Ⅱ期)、22～23年度の地域イノベーション戦略支援プログラム（グローバル型）等の地域科学技術振興施策において、当該地域は研究開発等の中核的な役割を果たしている。

●新産業集積エリア（先行実施エリア）

- ・都田テクノポリスは、高度な技術を有する輸送用機器産業、光・電子産業などを中心としたものづくり産業の集積地域である。周辺には浜北新都市等も整備され、全体で100社以上の先端技術関連等の優良企業が進出済であることから、新産業集積エリアへ更なる産業集積を促進させることにより、国際優位性のあるクラスター展開が見込まれる。
- ・工業系用途地域及び既存工場群の隣接に立地させることにより、同業種・異業種・異分野等の企業間連携がしやすく、インフラ等の追加投資も抑制できる工場適地となる。（上下水道、工業用水、都市ガス、高圧電力、都市計画道路）

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

市街化調整区域における農業と工業のバランスある土地利用の実現

解説：

- ・浜松市は農業産出額540.5億円で全国第4位（H18）、製造品出荷額2兆981億円で全国12位（H21）という、農業と工業両面が高い水準で発展してきた全国でも特色のある地域である。今後もこの浜松市の特性を更に発展させ、農業及び工業両面でのバランスある土地利用の実現により、地域経済の更なる発展、ひいては我が国の発展に繋げようとするものである。
- ・このため、農業においては、農地集約による企業の農業参入の促進や、高付加価値産品への転換及び拡大を図るとともに、産業においては、ものづくりの集積地域であることなどを活かし、用地を迅速に確保するレディメイドの企業誘致により、新産業の創出及び現集積産業の維持・発展を図るものである。
- ・全国的な課題である農業の担い手の減少と耕作放棄地の増加の対策として、大規模農地を確保することにより、大手企業の農業参入の促進を図るとともに、離農の意向のある農家の農地を中小規模に集約し、規模拡大を志向する農家への利用集積や、中小企業の農業参入を推進する。
- ・ものづくりの集積地域として高速道路や幹線道路など交通インフラが整っており、かつ標高が高く地盤が強固である三方原台地を活用した、戦略的な企業誘致を進めることにより、新産業の創出を目指す。
- ・先の東日本大震災を受け、地元企業が津波や液状化現象への防災対策として地盤強固な内陸部への工場移転を多く希望していることから、それらの要望に対応するため、迅速に工場用地の確保を進める。
- ・農業の企業参入、新産業の創出を計画的に進めることにより、農業の6次産業化を推進する。
- ・全国における耕作放棄地の有効活用例としてのモデルとする。
- ・企業誘致を戦略的に推進することにより国内産業の空洞化対策・安定的な雇用の確保を実施する。
- ・三遠南信地域の中核都市としての浜松市の更なる発展とともに、広域連携による相乗効果を高め、三遠南信地域全体としての発展を目指す。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標（1）：産地力の強化

数値目標（1）：農業産出額 689 億円（H8）⇒540 億円（H18）⇒600 億円（H28）

農業参入した企業による耕作面積増：60ha（H28）

評価指標（2）：企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大

数値目標（2）：製造品出荷額等 20,981 億円（H21 工業統計調査）⇒30,000 億円（H28）

新規立地件数 110 件（H24～H28）

新規立地に伴う雇用増 1,000 人（H24～H28）

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標（１）の目標達成に寄与する事業

- ・新たな農地の造成・再整備事業【新規】
- ・企業の農業参入推進事業
- ・農商工連携・6次産業化推進事業（※上から寄与度が高い）

数値目標（２）の目標達成に寄与する事業

- ・新工場用地整備事業【新規】
- ・企業立地促進助成事業
- ・地域イノベーション戦略推進地域における戦略推進事業
- ・新農業など6つのリーディング産業に関する事業化開発助成事業（※上から寄与度が高い）

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

<農地の集約と企業等の農業参入の促進>

解説：・農業の担い手の減少と耕作放棄地の拡大

- ・農地の集約による大規模農地の確保の必要性
- ・規模拡大を志向する農家への利用集積と、農業への企業参入による、農業産出額の確保及び担い手減少、耕作放棄地対策の必要性

◇対象とする政策分野： q)農水産業・食品産業

<既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積>

解説：・ものづくり都市として発展してきたが、産業構造の変化に伴い次世代を担う新たな成長産業の創出が必要

- ・現在の土地利用の手続では煩雑で時間がかかるため、早期に用地確保を求める民間企業の要望に応えられない
- ・市街地に立地する既存優良工場の拡張ができない
- ・産業集積を進めるための用地不足
- ・東日本大震災を教訓に地盤強固な内陸部への工場移転の要請への対応
- ・国内トップクラスの企業立地実績

H19～22の4ヶ年計 89件、面積計 94.5ha

スズキ㈱の次世代に向けた新規拠点の立地決定 約 27ha

企業立地引き合い状況 約 70件、約 80ha (H23.9.20 現在)

◇対象とする政策分野： n)企業集積

・政策課題間の関係性

- ・全国有数の農業産出額と製造品出荷額を有する、農業と工業のバランスある本市の特性の維持拡大
- ・農商工連携による6次産業化を推進
- ・農業への企業参入、新産業の創出を計画的に進めることによる、農業と工業の高次元でのバランスある土地利用の実現

イ) 解決策

a) <農地の集約と企業等の農業参入の促進>の解決策

- ・農地利用集積円滑化事業による行政主導の農地集約
- ・新たな大規模農地の造成・再整備
- ・オーダーメイド、レディメイドによる農業参入を目指す企業への戦略的誘致
- ・農協・農業者と農業に参入した企業等との連携強化

b) <既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積>の解決策

- ・基礎自治体主導による迅速な土地利用政策の実現
- ・既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積
- ・地盤強固な内陸部への工業立地

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

①地域の歴史や文化

- ・全国屈指の農業産出額
- ・ものづくりのまちとして発展

②地理的条件

- ・温暖な気候
- ・本市 80 万都市、京浜・中京の近隣による食料消費地の存在
- ・強固な地盤である三方原台地（N値約 50 以上）

③社会資本の現状

- ・農業用水・工業用水・上水道が共用する国営三方原用水事業等の整備
- ・流通網の充実（東名高速道路、新東名高速道路（H24.5一部開通予定）、三遠南信自動車道、国道バイパス整備事業等による高速道路へのアクセス向上。三河港・豊橋港・御前崎港・清水港と4つの大型港湾の存在）

④地域独自の技術の存在

- ・産学官連携に地元金融機関を加えた産学官金が横の関係で結びつく、水平連携型産業構造の存在。
- ・三遠南信地域では平成 13 年度から経済産業省の施策「産業クラスター計画」に申請・採択を受け産業集積や新産業創出に取り組み、平成 22 年度からは企業立地法に係る三遠南信広域基本計画の承認を受け、その中で「次世代自動車」「健康・医療」「新農業」「光エネルギー」の 4 つの分野を中心に産学官が連携し研究開発に取り組んでいる。

⑤地域の産業を支える企業の集積等

- ・次世代技術・製品を開発するスズキ㈱の工場及び研究所の移転・新設決定（都田地区 27ha）
- ・テクノポリス都田工業地区に集積する高度な技術開発型企業
- ・光産業の研究施設（浜松ホトニクス中央研究所・光産業創成大学院大学・静岡大学工学部）
- ・静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センターの都田工業地区への立地

⑥地域内外の人材・企業等のネットワーク

- ・(財)浜松地域テクノポリス推進機構
（地域産業に関する調査・研究、研究開発型中小企業の育成振興に取り組む産業支援のためのプラットフォーム）
- ・浜松産業問題懇話会
（市と商工会議所との連携により、企業情報の共有や課題解決に向けて定期的な協議を開催）
- ・静岡県西部地域経済懇話会
（静岡県西部の 17 の商工団体からなる、地域経済の活性化について協議し国・県へ要望・提言を行う懇話会組織）
- ・浜松地域産業支援ネットワーク会議
（浜松地域において産業支援を行う産学官の 8 機関で構成され、毎月 1 回幹事会、年 4 回委員会を開催し、地域全体が有機的に連携しながら迅速かつ的確な産業支援を実施）
- ・浜松・東三河イノベーション戦略推進協議会
（地域イノベーション戦略推進地域「浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション」の推進組織として、静岡県、愛知県を含む浜松・東三河地域の主要産学官金 16 機関が一堂に会し、戦略構築・実行を行う）

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

<<新たな農地の造成・再整備事業>>

ア) 事業内容

- ・農地を集約し、営農に適した一団の農地として再整備する。(新産業集積エリアの一部)
- ・市域においても広大な一団の遊休地を、企業参入に適した大規模農地として造成する。(農業振興エリア)

イ) 想定している事業実施主体

浜松市

ウ) 当該事業の先駆性

- ・新産業集積エリアの一部に一団の農地を集約することで農業と工業のバランスの取れた土地利用を実現。
- ・隣接する食品関連企業等との連携により、農商工連携による農業の6次産業化への発展が見込まれる。

エ) 関係者の合意の状況

平成23年9月29日 未来創造「新・ものづくり」特区推進のための地域協議会を設立。当該特区の内容について合意。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・土地利用適正化基礎調査の実施による農地種別、土地改良事業受益地の把握。

<<企業の農業参入推進事業>>

ア) 事業内容

- ・新たな農業の担い手として参入見込みのある企業等に対し農地集約等を支援する。

イ) 想定している事業実施主体

浜松市

ウ) 当該事業の先駆性

- ・「元気なはままつ農業特区」の推進により、全国に先駆けて農業への企業参入を積極的に推進した実績。

エ) 関係者の合意の状況

平成23年9月29日 未来創造「新・ものづくり」特区推進のための地域協議会を設立。当該特区の内容について合意。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・企業の農業参入意向調査と企業の農業参入モデル地区の設定を行い、それに基づき「新農業創出等に係るアクションプラン」を策定。

<<農商工連携・6次産業化推進事業>>

ア) 事業内容

- ・アグリビジネスセミナーを開催するとともに、農業者等の相談を受け、異業種間のマッチングを創出。

イ) 想定している事業実施主体

浜松市

ウ) 当該事業の先駆性

- ・常に新たな品目・品種の開発、導入に取り組む結果、多くの品目・品種、ブランド力を備えている。食の国際化の流れを受け、いち早く中国野菜のチンゲン菜を取り入れた実績を始めとして、三ヶ日みかんだけでなく、新たな品種「せとか」を開発するなどし、現在では JA とびあ浜松による青果物の取り扱い品目は 177 品目を数えるにいたる。(H22)
- ・浜松市農業バイオセンターにより、エシヤレット・甘藷・ガーベラなどの優良種苗の供給を進めるとともに、ブルーベリーや次郎柿の培養苗の研究開発に取り組んでいる。

エ) 関係者の合意の状況

平成 23 年 9 月 29 日 未来創造「新・ものづくり」特区推進のための地域協議会を設立。当該特区の内容について合意。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・農業に参入した企業数 22 社、うち農地法改正後の参入 14 社。
- ・現在大手飲食店と農協のマッチングを実施している。

<<新工場用地整備事業>>

ア) 事業内容

- ・輸送用機器産業、光・電子産業など地域が得意とする高度な基盤技術を中心としたものづくり産業が集積する都田テクノポリスや浜北新都市等とのクラスター展開を見込み、更なる産業集積を促進すべく新産業集積エリアを造成する。

イ) 想定している事業実施主体

浜松市

ウ) 当該事業の先駆性

- ・輸送用機器産業、光・電子産業など地域が得意とする高度な基盤技術を中心としたものづくり産業の集積の実績。
- ・これまでは最低でも 4~5 年かかっていた大規模な工場用地の新規取得の手続きに関して、今回の特区指定において基礎自治体の責任による手続きの簡素化が実現することで、企業のニーズへ迅速に対応できることから、企業立地件数を伸ばすことが可能となる。

エ) 関係者の合意の状況

平成 23 年 9 月 29 日 未来創造「新・ものづくり」特区推進のための地域協議会を設立。当該特区の内容について合意。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・浜松市都市計画マスタープラン（2010~2030）において位置づけた、産業交流拠点を中心に工場用地の確保を進める。
- ・工場立地可能性調査により、立地の可能性について検討している。

<<企業立地促進助成事業>>

ア) 事業内容

- ・企業立地意向調査の実施等により企業ニーズの把握をし、市内立地企業に対し用地取得、雇用、設備投資、税金等を対象に助成する。

イ) 想定している事業実施主体

浜松市

ウ) 当該事業の先駆性

- ・企業立地促進法「浜松地域基本計画」(国内第1号認定)
- ・国内最大級「最大38億円以上」の補助制度

エ) 関係者の合意の状況

平成23年9月29日 未来創造「新・ものづくり」特区推進のための地域協議会を設立。当該特区の内容について合意。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・国内トップクラスの企業立地実績(H19~H22の4ヵ年計89件)
- ・スズキ(株)の次世代輸送用機器の研究開発・生産に向けた新規拠点の立地決定(27ha)
- ・企業立地の情報提供に対する企業立地成約報酬制度を創設

<<地域イノベーション戦略推進地域における戦略推進事業>>

ア) 事業内容

- ・文部科学省、経済産業省、農林水産省から全国9地域のみが国際競争力強化地域として採択された「地域イノベーション戦略推進地域」において、浜松市と(財)浜松地域テクノポリス推進機構が中心となり、クオリティ オブ ライフを実現する「浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション」を推進し、新基幹産業として「次世代輸送用機器」、「健康・医療」、「新農業」、「光エネルギー」の4分野の集積を加速させる。具体的には、オープンイノベーションを実現するためのアリーナの設置、研究者・技術者の戦略的人材育成、産業支援人材の育成・充実、中長期的人材育成、世界市場への出口戦略の構築等を行う。

イ) 想定している事業実施主体

浜松市、(財)浜松地域テクノポリス推進機構

ウ) 当該事業の先駆性

- ・広域連携によるプロジェクト(文部科学省、経済産業省による産学官連携拠点整備事業(全国で15地域採択)の「光・電子技術イノベーション創出拠点」、文部科学省による地域イノベーション戦略支援プログラムグローバル型(全国で9地域採択)の「浜松地域オプトロニクスクラスター構想」、(独)科学技術振興機構による地域産学官共同研究拠点整備事業(構想支援地域として全国で28地域採択)の「はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点」に基づく浜松・東三河地域の産学官金連携体制。経済産業省による企業立地促進法 三遠南信地域基本計画「三遠南信地域産業集積活性化協議会(県境を跨ぐ広域計画としては全国2例目の認定)」、成長産業振興・発展対策支援事業(全国で24地域採択)の「三遠南信クラスター推進会議」に基づく三遠南信地域の産学官連携体制、地域産学官が独自で推進中の「はままつ次世代環境車社会実験協議会」等の国や地域の科学技術振興施策を包括し、自立化するためのプラットフォーム)

エ) 関係者の合意の状況

平成23年9月29日 未来創造「新・ものづくり」特区推進のための地域協議会を設立。当該

特区の内容について合意。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・静岡県及び愛知県を含む、広域連携（浜松・東三河地域）の産学官金 16 機関による「地域イノベーション戦略推進協議会」による、新産業 4 分野「次世代輸送用機器」、「健康・医療」、「新農業」、「光エネルギー」の基幹産業化を目指した取り組み

<<新農業など6つのリーディング産業に関する事業化開発助成事業（平成24年度予定）>>

ア) 事業内容

- ・「三遠南信地域基本計画」、「地域イノベーション戦略推進地域」において、新たな集積を目指す基幹産業として定めている「次世代輸送用機器」、「健康・医療」、「新農業」、「光エネルギー」の 4 分野のうち「光エネルギー」を「光・電子」と「環境・エネルギー」分野に分け、さらに「デジタルネットワーク・コンテンツ産業」を加えた 6 つのリーディング産業に関する事業化開発に対して助成を行い、当該分野におけるオンリーワン・ナンバーワン技術・製品の連鎖的創出と成長・立地支援等を図る。

イ) 想定している事業実施主体

浜松市

ウ) 当該事業の先駆性

- ・広域連携によるプロジェクト(企業立地促進法の三遠南信地域基本計画に基づく三遠南信地域、地域イノベーション戦略推進地域に基づく浜松・東三河地域の産学官連携体制)

エ) 関係者の合意の状況

平成 23 年 9 月 29 日 未来創造「新・ものづくり」特区推進のための地域協議会を設立。当該特区の内容について合意。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・広域連携（浜松・東三河地域）の産学官による「地域イノベーション戦略推進協議会」による、新産業の基幹産業化を目指した取り組み

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・企業立地促進助成事業（H15年より措置／H23年度予算額：1,000百万円）
- ・新農業など6つのリーディング産業に関する事業化開発助成（H24年度予定）
- ・税金（固定資産税、都市計画税、事業所税（資産割））に対する補助制度（2億円（年限度額）×3年間）

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・開発と保全のバランスある土地利用に向けた立地誘導地区の設定（H20年4月1日）

c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・農業と工業のバランスある発展のため、本市組織を改正し、これまでの「商工部」及び「農林水産部」を統合し、「産業部」を設置（H23年7月1日）
- ・企業立地推進本部設置による全庁体制での取り組み（H19年5月設置／本部長：市長、本部長：関係部長）
- ・三遠南信地域連携ビジョン（H18年度策定）の具現化及び今後の新展開等に係る「三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）」の設置（H19年4月1日開設／遠州を代表して浜松市、東三河を代表して豊橋市、南信州を代表して飯田市から職員を派遣し、浜松市役所内に設置）

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・農業と工業のバランスある土地利用に向けて、責任ある体制・条例等の整備による無秩序な開発の抑制
- ・企業立地促進法 三遠南信地域基本計画における目標実現に向けて、地域産学官が一丸となって産業集積を推進（静岡県、愛知県、長野県も三遠南信地域産業活性化協議会参画。浜松市が協議会長を務める）。
- ・地域イノベーション戦略推進地域における戦略実施等に向けて、地域産学官が一丸となって産業創出を推進（静岡県、愛知県両県も推進組織に参画）

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

数値目標（1）：地域協議会代表者による評価の実施

数値目標（2）：地域協議会代表者による評価の実施

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

地域協議会代表者による評価を実施し反映

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

市ホームページへの評価結果の公表

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

年月	浜松市(事務局)	地域協議会
H23.9 H23.10 H23.11 H23.12 H24.1	<ul style="list-style-type: none"> ・総合特区制度指定申請 ・ヒアリング（3次評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・未来創造「新・ものづくり」特区申請内容についての合意 ・審査状況報告
H24.2 H24.3	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の協議会 ・国と地方の協議会 ・総合特区計画の作成 ・地域における制度・条例等の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の協議会 ・国と地方の協議会 ・総合特区計画の協議
H24.4 H24.9 H25.2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施（全7事業実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進状況中間報告 ・推進状況年度末報告
H25.4 H25.9 H26.2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進状況中間報告 ・推進状況年度末報告
H26.4 H26.9 H27.2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進状況中間報告 ・推進状況年度末報告
H27.4 H27.9 H28.2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進状況中間報告 ・推進状況年度末報告
H28.4 H28.9 H29.2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進状況中間報告 ・推進状況年度末報告

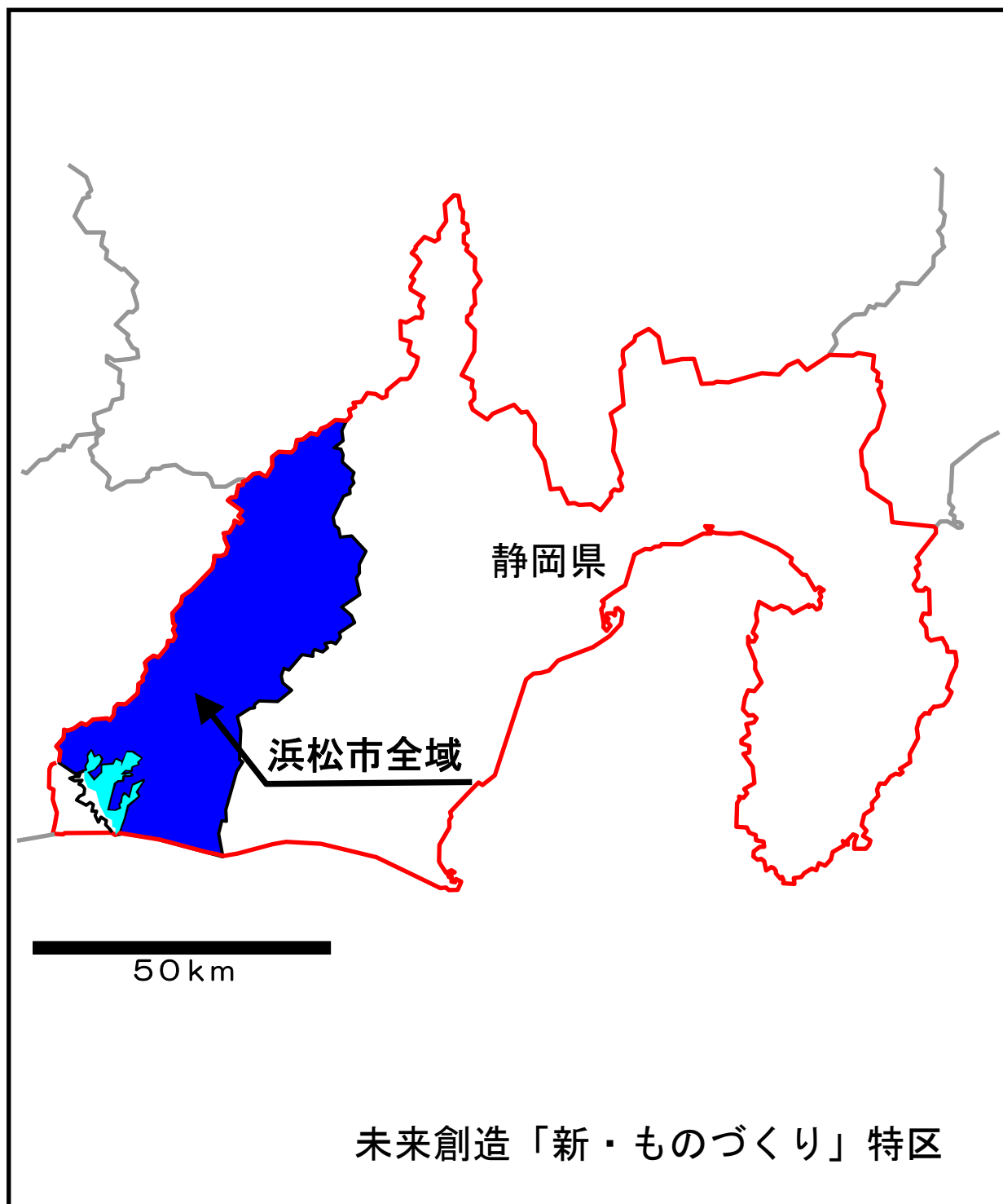
イ) 地域協議会の活動状況

H23年8月：静岡県西部地域経済懇話会開催

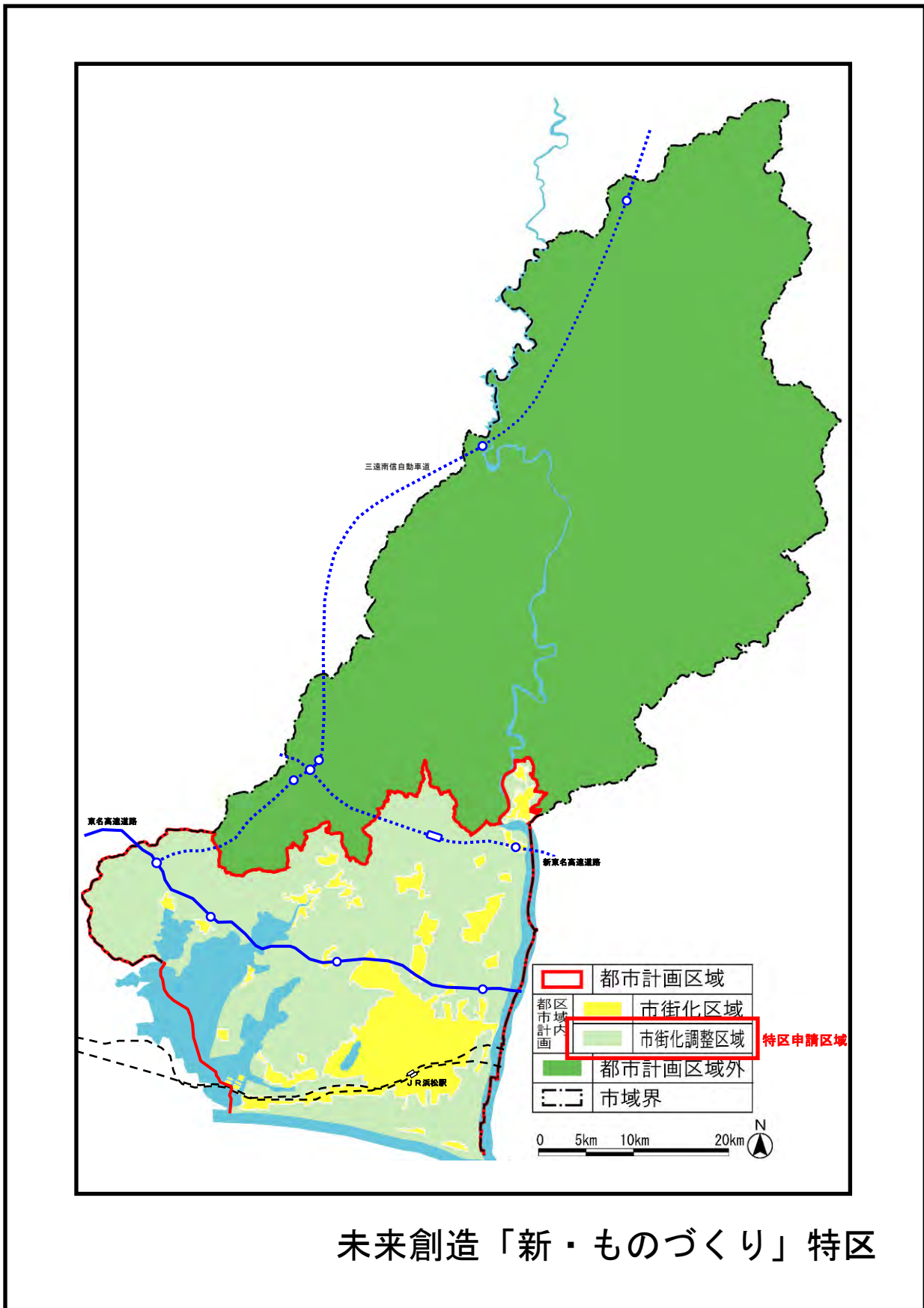
- ・浜松商工会議所をはじめとした静岡県西部の17の商工団体からなる、地域経済の活性化について協議し国・県へ要望・提言を行う懇話会組織の立ち上げ
- ・リスク回避の視点から特区制度の活用について検討する方針を確認

H23年9月：浜松商工会議所、とぴあ浜松農業協同組合、浜松土地改良区が地域協議会へ参加

別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



別添5 縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図



地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 浜松市長 鈴木 康友 印

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名
浜松市

2 提案内容
別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：浜松市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	農業参入する企業の農地の所有権の取得	現行、一般企業による農地の取得はできないが、企業が農業参入する上で、安定した持続的な企業経営のためには農地の取得が必要である。	農業参入する企業の農地の所有権を認める。	企業の農業参入する上で、安定した持続的な企業経営のためには農地の取得が必要であるため。	農地の集約と企業等の農業参入の促進	農地の流動化促進のための、農業参入する企業の農地保有の認可(許可)	農地法第3条第2項	農林水産省	○					
	農業振興に資する施設の農用地区域の除外要件の拡大	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、同施行令第8条により、土地改良事業終了後8年経過未満の場合など、農業振興地域整備計画の変更はできないため、農業振興に資する施設であっても設置ができない現状にある。	農業参入する企業・農家の事務所や6次産業化関連施設、植物工場等については、農用地区域からの除外を可とする。	企業型の農業経営を行うに当たっては事務所・駐車場等の設置が必要であり、6次産業化関連施設、植物工場等も建築物の設置が必要であるため。	農地の集約と企業等の農業参入の促進	企業の農業参入の促進に向けての営農設備の高度化	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・同施行令第8条	農林水産省	○					
	農業振興に資する施設の転用許可要件の拡大	・農地を農地以外のものに転用する場合、現行県(国)許可が必要であり、農業の振興に資する施設であっても同様の規制を受けている。 ・施行規則で規定する転用の制限の例外(同規則第32条)は農業用施設の種類と規模が狭い。	農業参入する企業・農家の事務所や6次産業化関連施設、植物工場等については、農地転用を可とする。	企業型の農業経営を行うに当たっては事務所・駐車場等の設置が必要であり、6次産業化関連施設、植物工場等も建築物の設置が必要であるため。	農地の集約と企業等の農業参入の促進	企業の農業参入の促進に向けての営農設備の高度化	・農地法第4条第1項、第5条第1項 ・同施行規則第32条	農林水産省	○					
	農業振興地域制度の目標を農地の面積ではなく農業産出額で捉える指針の変更	現行、農業振興地域制度の目標を農地の面積で捉えているが、浜松市の農業形態は小面積に人員を集中させる農業が盛んであり(施設園芸等)、農地面積の確保が農業産出額の確保に必ずしも直結していない部分がある。	農業振興地域制度の目標を、農地の面積ではなく農業産出額で捉える指針に変更する。	生産性の高い農業を促進するとともに、農業と工業のバランスある土地利用を促進するため。	・農地の集約と企業等の農業参入の促進 ・既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積	農業と工業のバランスある土地利用に向けて、産地力の向上と基本指針の見直し	・農業振興地域の整備に関する法律第3条の2第2項 ・農用地等の確保等に関する基本指針	農林水産省	○					
	県が確保すべき農用地等の面積目標についての柔軟な対応	現行、農業振興地域制度の目標を農地の面積で捉えているが、浜松市の農業形態は小面積に人員を集中させる農業が盛んであり(施設園芸等)、農地面積の確保が農業産出額の確保に必ずしも直結していない部分がある。	県が確保すべき農用地等の面積目標について、農地の面積ではなく農業産出額で捉える指針に変更する。	生産性の高い農業を促進するとともに、農業と工業のバランスある土地利用を促進するため。	・農地の集約と企業等の農業参入の促進 ・既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積	農業と工業のバランスある土地利用に向けて、産地力の向上と基本指針の見直し	・農業振興地域の整備に関する法律第4条第2項、第5条の2第1項	農林水産省	○					
	市の土地利用政策(工場立地誘導地区などガイドラインの整備)に沿った農用地区域の除外	現行、農業振興地域は、市と協議の上、県が指定するため、基礎自治体による主体的な土地利用ができない。	市の土地利用政策に沿った企業立地について、農用地区域からの除外を可能とするとともに、県知事の同意を不要とする。	基礎自治体による主体的で計画的な土地利用を実現するため	・農地の集約と企業の農業参入の促進 ・既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積	基礎自治体の主体的で計画的な土地利用の推進	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、第4項、第8条	農林水産省	○					

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：浜松市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	市が行う農地転用の許可不要	現行、県(国)の行う事業については農地転用許可不要であるが、市による農地転用は県(国)の許可を要するため、基礎自治体による主体的な土地利用ができない。	市が行う工場用地の造成等に当たって、農地転用の許可を不要とする。	基礎自治体による主体的で計画的な土地利用により、生産性の高い農業と新成長産業の集積を実現するため。	・農地の集約と企業の農業参入の促進 ・既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積	基礎自治体の主体的で計画的な土地利用の推進	・農地法第4条第1項、第5条第1項	農林水産省	○					
	農地転用の許可権限	現行、農地転用を行うに当たっては、県知事許可(4ha以上は農林水産大臣許可)を受けなければならないが、基礎自治体である市の責任の下での計画的な土地利用政策ができない。	農地転用の許可権限(現状4ha以上は国許可)を、転用規模に関わらず市の対応とする。	基礎自治体による主体的で計画的な土地利用により、生産性の高い農業と新成長産業の集積を実現するため。	・農地の集約と企業等の農業参入の促進 ・既存産業の高度化と戦略的な企業誘致による新成長産業の集積	基礎自治体の主体的で計画的な土地利用の推進	・農地法第4条、第5条	農林水産省	○					
	行政等が行う農地の基盤整備に対する財政支援	企業の農業参入を促進するためには大規模な農地の確保が必要であるが、企業ニーズに対応し短期間で実現するためには集中投資が必要である。	農業振興エリアの農地造成費用に対し、一部財政支援を求める。(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金制度を活用した重点配分)	企業の農業参入を促進するためには大規模な農地の確保が必要であるが、企業ニーズに対応し短期間で実現するためには集中投資が必要であるため。	農地の集約と企業の農業参入の促進	大規模農地の造成・再整備による企業等の農業参入の促進	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金制度	農林水産省			○			
	農業産業化に向けての中小企業政策の活用に関する金融支援	現行の中小企業信用保険法第2条第4項の第5号規定に関して、指定業種については農業が対象となっておらず、中小企業の農業参入を促進するため保証対象とする必要がある。	中小企業信用保険法第2条第4項の第5号規定の指定業種に農業関連業種も追加し、保証の対象とする。	多業種の企業の農業参入を促進するためには、企業に対しリスク回避に係る支援体制が必要であるため。	農地の集約と企業等の農業参入の促進	企業の農業参入の促進に向けての保証制度の拡充	中小企業信用保険法第2条第4項	中小企業庁				○		

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

別添 8 関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	静岡県 交通基盤部 農地局 農地計画課 静岡県 交通基盤部 農地局 農地利用課 静岡県 経済産業部 農林業局 農業振興課
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	農業振興地域の整備に関する法律、農地法等を所管し、静岡県において農業政策を推進する部門であり、農業調整に関する規制を緩和することの影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成23年9月27日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農業と工業のバランスある発展を目指す土地利用の考え方は県土利用の理想である。 <li style="padding-left: 2em;">＜土地利用政策について＞ ・三方原用水施設の更新整備にあたっては、受益地を特定する必要があるため、特区による農業振興エリアと新産業集積エリアの区域設定が必要である。 ・農地の集約や再整備等を行う農業振興エリアについては、長期にわたり安定した農業経営が図られるよう制度設計を十分に検討していく必要がある。 <li style="padding-left: 2em;">＜面積から農業産出額への目標設定の変更について＞ ・農地には多面的機能や公共財としての考え方もあることから、農業振興地域制度の目標を面積から農業産出額とすることについては、県全体の扱いの見直し、他市町との調整が必要となる。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用政策については、開発と保全のバランスある土地利用に向けて、責任ある体制・条例等の整備により、無秩序な開発の抑制をしていく。三方原用水施設の更新整備についても、農業基盤整備として当然必要であることから、着実に進められるよう計画を立てていく。 ・新産業集積エリアについては、将来的に市街化区域に編入することも見据えて、農地との棲み分けを行っていく。 ・目標設定の変更については、国・県と協議を重ねてまいりたい。

別添 8 関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	静岡県 経済産業部 商工業局 企業立地推進課
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	企業立地を推進する県の担当課であり、農業調整に関する規制緩和による産業集積について、関わりが大きい
意見を聴いた日	平成23年9月26日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	<ul style="list-style-type: none">・震災後の危機管理による、企業の国内外への移転が加速される中で、企業ニーズにあった大規模工場用地の確保は、国・県の産業政策上における喫緊の課題であると考えている。・農地を保全する側の考え方がポイントとはなるが、今回の提案は、全国的に大きな課題となっている、現行の土地規制制度に風穴を開けるものであり、今後の静岡県の企業立地促進にも大きなインパクトを与えるものとなる。
意見に対する対応	なし

別添 8 関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	静岡県 交通基盤部 都市局 都市計画課
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）の変更を所管する県の担当課であり、農業調整に関する規制を緩和することの影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成23年9月16日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	・総合特区の範囲が市街化調整区域全域となっているが、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」の性格との調和は図られているのか。
意見に対する対応	・浜松市都市計画マスタープランにおいて、本市の地域特性を踏まえ、本市の市街化調整区域において、「郊外居住地域」と「郊外産業地域」を位置づけている。 この「郊外産業地域」の方針では、「農業・工業をはじめ、多様な産業を展開します。そのため、良好な緑地・農地の保全を最優先とし、都市活力の向上を図るため都市的土地利用を適正な位置で展開します。」としており、市街化調整区域の全域で、開発を許容するものではない。

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	未来創造「新・ものづくり」特区 地域協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 29 日
地域協議会の構成員	とびあ浜松農業協同組合 常務理事 源馬 伸一 浜松土地改良区 常務理事 田口 悦夫 浜松商工会議所 専務理事 坂本 裕 浜松市 企画調整部 部長 寺田 賢次 浜松市 産業部 部長 安形 秀幸 浜松市 産業部 農林水産担当部長 和久田 明弘 浜松市 都市整備部 部長 村田 和彦 浜松市 都市整備部 都市政策調整官 池貝 浩
協議を行った日	平成 23 年 9 月 29 日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	申請内容について合意 <主な意見> 1. 既存の農業者の営農活動も継続できるよう、本申請にある農業振興の計画に沿った事業展開を期待する。 2. 本申請において掲げる農業産出額、耕作面積の増加といった目標の実現に期待する。 3. 農地規制の壁を越え、農業と工業のバランスある発展を期待する。
意見に対する対応	1. 特区制度を活用して、耕作放棄地や担い手不足対策を今まで以上に推進するとともに、本市の特区申請の趣旨のとおり、開発と保全のバランスある土地利用を計画的に進めていく。 3. 農業と工業の両面で発展してきた本市の強みを維持・拡大できるよう、本申請にある「農業と工業のバランスある土地利用」の実現に向け、他都市に先んじて実施することで、地域活性化を促し、閉塞感を打破していきたい。

別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
新たな農地の造成・再整備事業	・行政等が行う農地の基盤整備に対する財政支援（財政上の支援措置）	○
企業の農業参入推進事業	・農業産業化に向けての中小企業政策の活用（金融上の支援措置） ・農業参入する企業の農地の所有権の取得（規制改革） ・農業振興に資する施設の農用地区域の除外要件の拡大（規制改革） ・農業振興に資する施設の転用許可要件の拡大（規制改革）	○
農商工連携・6次産業化推進事業		
新工場用地整備事業	・市の土地利用政策（工場立地誘導地区などガイドラインの整備）に沿った農用地区域の除外（規制改革） ・市が行う農地転用の許可不要（規制改革）	○
企業立地促進助成事業		
地域イノベーション戦略推進地域における戦略推進事業		
新農業など6つのリーディング産業に関する事業化開発助成事業		

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	浜松市	担当部署名	産業部 農林水産政策課	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	未来創造「新・ものづくり」特区			国際・地域の別	地域	対象地域	浜松市中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区のうち市街化調整区域		計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度 (5 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H24	H25	H26	H27	H28
1	新たな農地の造成・再整備事業 (その1・新産業集積エリア(先行実施エリア)の一部)	行政が行う農地の基盤整備に対する支援	浜松市	農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト交付金	拡充	計画的な事業実施のための国の補助制度の重点配分	4,150,000	830,000	830,000	830,000	830,000	830,000
								2,075,000	415,000	415,000	415,000	415,000	415,000
2	新たな農地の造成・再整備事業 (その2・農業振興エリア(先行実施エリア)の一部)	行政等が行う農地の基盤整備に対する支援	浜松市	農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト交付金	拡充	計画的な事業実施のための国の補助制度の重点配分	3,531,100	706,220	706,220	706,220	706,220	706,220
								1,765,550	353,110	353,110	353,110	353,110	353,110
3	新たな農地の造成・再整備事業 (その3・農業振興エリア(先行実施エリア)の一部)	行政が行う農地の基盤整備に対する支援	浜松市	農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト交付金	拡充	計画的な事業実施のための国の補助制度の重点配分	16,995,000	3,399,000	3,399,000	3,399,000	3,399,000	3,399,000
								8,497,500	1,699,500	1,699,500	1,699,500	1,699,500	1,699,500
4								0					
								0					
5								0					
								0					
6								0					
								0					
7								0					
								0					
8								0					
								0					
9								0					
								0					
10								0					
								0					

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
- 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。